

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインについて

さいたま市教育委員会

1 指導要録上の出席扱いに係るガイドラインの趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の公的機関やフリースクール等において相談・指導を受け、あるいは自宅でICT等を活用した学習活動を行い、社会的自立に向けて懸命に努力を続けている者がいる。このような児童生徒の努力に対し、一定の要件を満たす場合に、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる。

この取扱いについては、義務教育段階の不登校児童生徒及び高等学校の不登校生徒が、学校外の公的機関やフリースクール等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別紙1によるものとし、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別紙2によるものとする。

なお、このガイドラインは、当該児童生徒が実施した、学校外の公的機関やフリースクール等での活動及び自宅におけるICT等を活用した学習を、指導要録上の出席扱いとして校長が総合的に判断するための目安を示すものである。よって、この目安によるほか、学校は不登校児童生徒の懸命の努力に対し適切な判断を行うこととする。

2 留意事項

- (1) 別紙1「Ⅰ フリースクール等に通う児童生徒について」では、個々のフリースクール等についてその適否を判断するという趣旨のものではないこと。
- (2) 別紙2「Ⅱ 自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について」では、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、不登校が必要な程度を超えて長期化しないよう、不登校児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の公的機関、フリースクール等での相談・指導を受けることができるように、段階的に家庭と調整していくことが重要であること。
- (3) 学校外の公的機関やフリースクール等での学習活動について、学校が、その学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- (4) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えるよう努めること。
- (5) 上記の取扱いの指導要録の様式への記載については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所等を利用した学校外の施設名を記入すること。

3 参考資料

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
(平成28年12月14日公布 平成29年2月14日施行)
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
(平成29年3月31日 文部科学大臣決定)
- ・高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について (平成21年3月12日付け20文科初第1346号 文部科学省初等教育局長)
- ・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知) (平成31年3月29日付け30文科初第1845号 文部科学省初等教育局長)
- ・不登校等児童生徒への支援の在り方について(通知)
(令和元年10月25日付け 文部科学省初等教育局長)
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習の機会と支援の在り方について～」について(通知) (令和4年6月10日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長)

I フリースクール等に通う児童生徒について

| 判断の目安 | |
|--|--|
| 1 学校、家庭及びフリースクール等との関係について | |
| ① | 学校と保護者との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。 |
| ② | 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。 |
| ③ | フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。 |
| 2 フリースクール等の実施主体、事業運営の在り方と透明性の確保について | |
| ① | 法人・個人は問わないが、フリースクール等の実施者は不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。 |
| ② | フリースクール等の実施者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有していること。 |
| ③ | 著しく営利本位でなく、人会金、授業料等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。 |
| 3 相談・指導の在り方について | |
| ① | フリースクール等は、受け入れに当たっては面接等を行い、児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。(※1) |
| ② | 我が国の義務教育制度・高等学校教育制度・中等教育学校制度を前提とし、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。(※2) |
| 4 相談・指導スタッフについて | |
| ① | スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について、知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。 |
| ② | 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。 |
| 5 施設、設備について | |
| ① | 学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。 |
| ② | 児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。 |

(※1) 児童生徒のタイプや状況とは、情緒的混乱、情緒障害、非行及び不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒の態様のこと。

(※2) 高等学校における指導要録上の出席扱いと科目の履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであり、科目の履修の認定に当たっては、在籍校における履修要件に照らして適切に行うよう留意すること。

Ⅱ 自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について

| 判断の目安 | |
|--------------------------------|--|
| 1 学校と家庭との関係について | |
| ① | 学校と家庭との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。 |
| ② | 訪問等による対面の指導（※1）が、定期的かつ継続的（※2）に行われるものであること。 |
| ③ | 家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、学校外の公的機関（教育相談室・教育支援センター及び不登校等児童生徒支援センター）やフリースクール等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくこと。 |
| 2 ICT等を活用した学習活動について（※3） | |
| ① | 民間業者が提供するICT教材を活用した学習や、通信教育を活用した学習であること。 |
| ② | パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習や教育支援センター作成のICT教材を活用した学習、不登校等児童生徒支援センターが提供する学習であること。 |
| ③ | 学校のプリントを活用した学習や、ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習であること。 |
| 3 学習プログラム・学習の把握について | |
| ① | 当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた、計画的な学習プログラム（月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画）であること。 |
| ② | ICT等を活用した学習活動の状況等について、把握することが可能であること。 |

（※1）対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、教育相談室相談員等が考えられる。

（※2）定期的かつ継続的とは、概ね1か月に1回以上であること。

（※3）「2 ICT等を活用した学習活動について」は、①～③のいずれかに該当していること。